

事業主 様

北海道労働局長登録教習機関 登録番号:北労衛教第2号  
(公社)北海道労働基準協会連合会(インボイス発行事業者)  
旭川支部(旭川地方労働基準協会内)

## 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法第14条(安衛施行令第6条18号・20号)の規定に基づき、特定化学物質・四アルキル鉛等を取り扱う作業に労働者を従事される場合、事業主は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者を選任し、作業の指揮やその他規則で定める職務を行わせなければならないとされています。

(次頁の、①別表第三 特定化学物質、②別表第五 四アルキル鉛等業務をご参照下さい)

つきましては、標題の講習を下記の要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

安衛則、特化則等の改正(R6.1.1施行)により、**金属アーク溶接等作業に限定した技能講習が新設**されましたので、金属アーク溶接等作業のみを行う場合は、新設の「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」の受講をお勧めします。  
金属アーク溶接等の作業場における作業主任者を選任する場合、次の①・②のどちらを修了した者でも選任できます。  
①特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(本講習)  
②新設の金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習(1日講習)→R7.5.21

### 記

#### 1 講習日程 (2日間)

	受講日	講習時間	会場	受付期間	定員
第1回	令和8年5月25日(月)	2日間共 9:00~17:00 (休憩時間含)	旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室 (旭川市6条通4丁目)	3/25~5/11	100名
	- 5月26日(火)				
第2回	令和8年9月 7日(月)		旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室 (旭川市6条通4丁目)	7/7~8/24	100名
	- 9月 8日(火)				
第3回	令和9年1月14日(木)		旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室 (旭川市6条通4丁目)	11/10~12/23	100名
	- 1月15日(金)				

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

#### 2 講習料

15,290円(消費税10%を含む)

内訳:受講料13,310円、テキスト代1,980円

※使用テキスト:特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキスト(中災防発行)



#### 3 申込方法

受付期間内に、**受講申込書**を当協会に提出して下さい。

※先着順に受付し、**定員100名**に達し次第しめきりますので、事前に受付状況をご確認下さい。

#### 4 講習料納入方法

受講料の支払方法は原則振込となります。※申込書受理後、請求書を発行いたしますので、請求書に記載されております期日までに、お振込み下さい。

#### 5 写真について

**写真2枚**(30ミリ×24ミリ、背景無地、上半身無帽)

※最近6か月以内に撮影したもので、デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限り

#### 6 講習科目・時間数

講習科目	時間数	講習科目	時間数
特定化学物質・四アルキル鉛等による健康 害及びその予防措置に関する知識	4時間	保護具に関する知識	2時間
作業環境の改善方法に関する知識	4時間	関係法令	2時間
		学科修了試験	1時間

#### 7 修了証

修了証は、修了試験合格者に、講習後約2週間で札幌の本部より郵送されます。

#### 8 受講の取消

**講習初日の2営業日前までに**取り消しを申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

#### 9 注意事項

**遅刻者については、講義開始後の入室は認めません**ので、ご注意願います。

#### 10 その他

本講習は、「人材開発支援助成金/建設労働者技能実習コース」の対象になります。

申請に必要な書類・証明等及び**受験結果のお問い合わせ**は、(公社)北海道労働基準協会連合会にお願いいたします。 TEL 011-747-6141

**特定化学物質**

- 第1類物質
- 第2類物質
  - 特定第2類物質
    - エチルベンゼン等(塗装業務)
    - 1,2-ジクロロプロパン等(洗浄・拭拭業務)
    - クロロホルム等(有機溶剤業務)
    - クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン
  - 特別有機溶剤等(旧エチルベンゼン等)
  - オーラミン等
  - 管理第2類物質
- 第3類物質

左図の **特別有機溶剤等** については、**有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から、特定化学物質作業主任者を選任**しなければなりません。

したがって、特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者技能講習を受講しても、「特別有機溶剤等」業務の作業主任者になれませんので、ご注意下さい。

①別表第三 特定化学物質

第一類物質	<p>1 ジクロロベンジジン及びその塩                  2 アルファ-ナフチルアミン及びその塩                  3 塩素化ビフェニル（別名PCB）                  4 オルト-トリジン及びその塩                  5 ジアニシジン及びその塩                  6 ベリリウム及びその化合物                  7 ベンゾトリクロリド                  8 1から6までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る）</p>
第二類物質	<p>1 アクリルアミド                  2 アクリロニトリル                  3 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）                  3の2 インジウム化合物  <b>◆3の3 エチルベンゼン</b>                  4 エチレンイミン                  5 エチレンオキシド                  6 塩化ビニル                  7 塩素                  8 オーラミン                  8の2 オルト-トルイジン                  9 オルト-フタロジニトリル                  10 カドミウム及びその化合物                  11 クロム酸及びその塩  <b>◆11の2 クロロホルム</b>                  12 クロロメチルメチルエーテル                  13 五酸化バナジウム                  13の2 コバルト及びその無機化合物                  14 コールタール                  15 酸化プロピレン                  15の2 三酸化ニアンチモン                  16 シアン化カリウム                  17 シアン化水素                  18 シアン化ナトリウム  <b>◆18の2 四塩化炭素</b>  <b>◆18の3 一・四-ジオキサン</b>  <b>◆18の4 一・二-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）</b>                  19 三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン  <b>◆19の2 一・二-ジクロロプロパン</b>  <b>◆19の3 ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）</b>  <b>◆19の4 ジメチル-二・二-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）</b>                  19の5 一・一-ジメチルヒドラジン                  20 臭化メチル                  21 重クロム酸及びその塩                  22 水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）  <b>★◆22の2 スチレン</b>  <b>◆22の3 一・一・二・二-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）</b>  <b>★◆22の4 テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）</b>  <b>★◆22の5 トリクロロエチレン</b>                  23 トリレンジイソシアネート                  23の2 ナフタリン                  23の3 ニッケル化合物（24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）                  24 ニッケルカルボニル                  25 ニトログリコール                  26 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン                  27 パラ-ニトロクロロベンゼン                  27の2 砒(ひ)素及びその化合物（アルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。）                  28 弗(ふつ)化水素                  29 ベータ-プロピオラクトン                  30 ベンゼン                  31 ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩                  31の2 ホルムアルデヒド                  32 マゼンタ  <b>33 マンガン及びその化合物（※R3. 4. 1から、塩基性酸化マンガンも対象）</b>  <b>◆33の2 メチルイソブチルケトン</b>                  34 沃(よう)化メチル  <b>34の2 溶接ヒューム（※R3. 4. 1から追加）</b>                  34の3 リフラクトリーセラミックファイバー                  35 硫化水素                  36 硫酸ジメチル                  37 1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの</p>
第三類物質	<p>1 アンモニア 2 一酸化炭素 3 塩化水素 4 硝酸                  5 二酸化硫黄 6 フェノール 7 ホスゲン 8 硫酸                  9 1から8までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの</p>

**《注意》**

◆印のついている「特別有機溶剤」については、**有機溶剤作業主任者技能講習修了者**から、**特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。**  
 したがって、本講習(特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者技能講習)を受講しても、「特別有機溶剤」取扱業務の作業主任者にはなれません。

★印のついている物質については、女性労働者の就業禁止対象です。(特化則の規定による作業環境測定結果の評価により、第三管理区分に区分された屋内作業場における業務)



②別表第五 四アルキル鉛等業務

一	四アルキル鉛（四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含有するアンチノック剤をいう。以下同じ。）を製造する業務（四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。）
二	四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。）
三	前二号に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行なう業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）
四	四アルキル鉛及び加鉛ガソリン（四アルキル鉛を含有するガソリンをいう。）（以下「四アルキル鉛等」という。）によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務
五	四アルキル鉛等を含有する残さい物（廃液を含む。以下同じ。）を取り扱う業務
六	四アルキル鉛が入っているドラムかんその他の容器を取り扱う業務
八	四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務（第二号又は第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

様式11-1.5

# 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習受講申込書

受講地	旭川	受講日	～
-----	----	-----	---

ふりがな			
氏名			
旧姓を使用した氏名又は通称の併記希望の有無（いずれかを○で囲む）有・無			
併記を希望する氏名又は通称			
生年月日	昭和・平成	年	月 日
現住所	〒		
	携帯		
		TEL	
勤務先	所在地	〒	
	名称	TEL	
		FAX	

縦30mm  
横24mm  
写真1枚のり付け  
1枚は横に添付  
裏面に氏名記入

正面無帽、背景無色、上三分身で撮られた鮮明な写真を貼付してください。  
もう1枚の写真を貼り付けずに添付してください。

**楷書で正確に書いて下さい。**

(注) 旧姓等併記を希望する場合には、戸籍謄本、住民票等旧姓等を明らかにする書類を添付してください。

年 月 日

※ 受講番号	
--------	--

(公社) 北海道労働基準協会連合会長 殿

(注) ※欄は記入しないで下さい。

修了証（受講票）の送り先	1. 自宅	2. 勤務先	3. その他（ ）
--------------	-------	--------	-----------